

必ずチェック 長野県最低賃金！

時間額

849円



効力発生效年月日 令和2年10月1日(木)～

(改正前 時間額848円)

「最低賃金制度」は、働くすべての人(※業種及び年齢、雇用形態など不問)に、賃金の最低額(=最低賃金額)を保障する制度です。

なお、最低賃金に算入されない賃金は、次のとおりです。

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ③時間外・休日・深夜労働割増賃金
- ④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)



長野県PRキャラクター「アルクマ」©長野県アルクマ

【お問い合わせ先】

最寄りの労働基準監督署 又は、
長野労働局労働基準部賃金室
(☎026-223-0555)

※厚生労働省では、中小企業に対する賃金の引き上げのための業務改善助成金の支援制度を用意しています。詳しくは、長野労働局雇用環境・均等室
(☎026-223-0560) までお問合せください。

長野労働局

「業務改善助成金」のご案内

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

○活用事例はHPをご覧ください！

生産性向上の事例集 厚生労働省 検索

概要

※申請期限：令和3年1月29日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
25円コース	25円以上	1人	25万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4 / 5 (※2) 生産性要件を満たした場合は 9 / 10 (※1)
		2～3人	40万円		
		4～6人	60万円		
		7人以上	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※2) 対象は、地域別最低賃金850円未満の地域のうち事業場内最低賃金が850円未満の事業場です。（令和2年4月13日現在）青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の32県。